

# 平成30年度福井県国保特別会計予算について

平成30年8月17日

# 国保の財政運営のすがた

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付費の財源である市町村からの国保事業費納付金額の決定、保険給付に必要な費用全額の市町村への支払いを行うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

～29年度

30年度～

## 県の国保特別会計

県が財政運営責任を担うなど中心的役割

公費等

- ・定率国庫負担
- ・前期高齢者交付金 等

収入

支出

- 市町村ごとの納付金を決定（医療費水準、所得水準を考慮）
- 各市町村が納付金を納めるために必要な標準保険料率を提示

徴収した保険料等を財源として納付金を都道府県に支払

保険給付費等に必要な費用を全額、市町村へ交付

④納付金徴収

⑤交付金支払

## 各市町の国保特別会計

市町が個別に運営

## 各市町の国保特別会計

公費等

- ・定率国庫負担
- ・保険料軽減
- ・前期高齢者交付金 等

収入

支出

②保険料徴収

①保険料率決定

③保険給付費支払



(国保被保険者)



(医療機関)

公費等

- ・保険料軽減 等

収入

支出

②保険料率決定

③保険料徴収

⑥保険給付費支払

標準保険料率を参考に、各市町村が、保険料率を決定し、保険料を賦課・徴収



(国保被保険者)



(医療機関)

# 平成30年度 福井県の国保特別会計予算

## 1 目 的

平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、国民健康保険特別会計を設置し、一般会計と区分して資金管理を行うことにより、保険財政の明確化を図る。

(根拠法令:国民健康保険法第10条 ※平成30年4月1日施行)

## 2 内 容

### 国民健康保険の財政運営

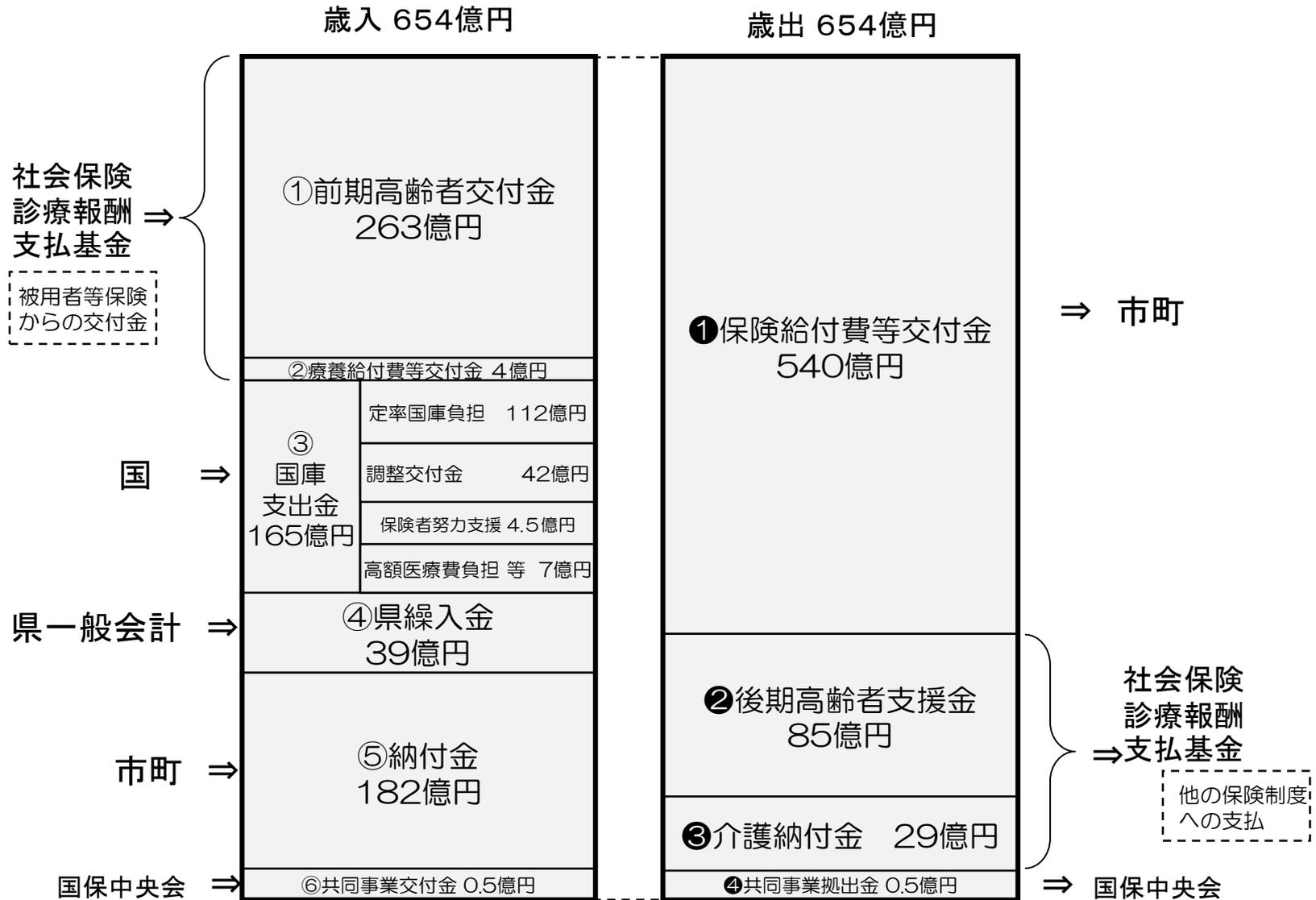
(単位:百万円)

歳 入 (支払元)		歳 出 (支払先)	
①前期高齢者交付金 (支払基金)	26,303	①保険給付費等交付金 (市町)	53,975
②療養給付費等交付金 (支払基金)	427	②後期高齢者支援金 (支払基金)	8,533
③国庫支出金 (国)	16,520	③介護納付金 (支払基金)	2,877
④県繰入金 (県一般会計)	3,892	④共同事業拠出金 (国保中央会)	49
⑤納付金 (市町)	18,245	運営協議会費 他	2
⑥共同事業交付金 (国保中央会)	49		
計	65,436	計	65,436

## 3 予算額

65,436 百万円

# 平成30年度 福井県の国保特別会計予算(内訳)①



# 平成30年度 福井県の国保特別会計予算(内訳)②

○歳出		
①保険給付費等交付金 (市町へ)		540億円 ①
普通交付金	医療機関への医療費支払	(524億円)
特別交付金	健康づくりや収納率向上の支援、特別事情による財政負担を調整	(16億円)
②後期高齢者支援金 (支払基金へ)	75歳以上の後期高齢者の医療費を負担	85億円 ②
③介護納付金 (支払基金へ)	40～64歳の医療保険加入者が介護給付費を負担	29億円 ③
④共同事業拠出金 (国保中央会へ)	高額医療費(1件420万円超)を対象に都道府県が拠出し、全国で負担を調整	0.5億円 ④
	歳出合計	654億円 ...A
○歳入		
①前期高齢者交付金 (支払基金から)	前期高齢者(65～74歳)の医療費負担を保険者間で調整	263億円 ①
②療養給付費等交付金 (支払基金から)	退職後の国保加入者の医療費負担を被用者等保険が負担	4億円 ②
③国庫支出金		165億円 ③
定率国庫負担金	国保財政への一律の支援として保険給付費の32%を負担	(112億円)
調整交付金	都道府県間の所得水準の違いを調整	(42億円)
保険者努力支援交付金	医療費適正化や収納率向上などの取組に応じ交付	(4.5億円)
高額医療費負担金 など	高額医療費(1件80万円超)を対象に国が1/4を負担 など	(7億円)
④県線入金		39億円 ④
定率負担金	保険給付費の9%を負担	(32億円)
高額医療費負担金 など	高額医療費(1件80万円超)を対象に県が1/4を負担 など	(7億円)
⑥共同事業交付金 (国保中央会から)	高額医療費(1件420万円超)を対象に都道府県からの拠出金を財源として全国で負担を調整	0.5億円 ⑥
	小計	472億円 ...B
⑤納付金 (A - B)	市町から徴収	182億円 ⑤
	歳入合計	654億円

# 改革後の国保財政の基本的な枠組み

